

板橋区交通安全対策推進員設置要綱

(令和元年11月25日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、交通安全の教育及び啓発のため、会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。)に基づき、交通安全対策推進員の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 交通安全対策推進員は、警察等関係機関と緊密な連携の下、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 交通安全教育に関すること。
- (2) 交通安全啓発に関すること。
- (3) 前各号に付随する事項

(設定数)

第3条 交通安全対策推進員の設定数は、1人とする。

(任用)

第4条 交通安全対策推進員は、道路交通法(昭和35年法律第105号)の知識及び交通安全教育の経験を有し、的確に交通安全対策を推進できる者のうちから、選考により区長が任用する。

2 任用に当たっての選考の方法は、土木部長が別に定める。

3 会計年度任用職員任用規則第3条第5項の規定による公募によらない任用の上限回数は、4回とする。

4 交通安全対策推進員の任用の開始は、発令通知書(別記第1号様式)による。

5 交通安全対策推進員の任用に当たり、勤務条件通知書(別記第2号様式)を交付する。

(任用決定者の提出書類)

第5条 区は交通安全対策推進員として任用される者から、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- (3) その他土木部土木計画・交通安全課長(以下「課長」という。)が必要と認める書類

(任期)

第6条 交通安全対策推進員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとする。

2 区長は、交通安全対策推進員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

第7条 交通安全対策推進員に対する分限は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び職員の分限に関する条例(昭和35年板橋区条例第14号)の定めるところによる。

(懲戒)

第8条 交通安全対策推進員に対する懲戒は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例(昭和35年板橋区条例第15号)の定めるところによる。

(服務)

第9条 交通安全対策推進員の服務は、東京都板橋区処務規程(昭和44年板橋区訓令甲第2号)の定めるところによる。

(勤務時間等)

第10条 交通安全対策推進員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は月 16 日とし、勤務日は課長が定める。
 - (2) 勤務時間は、1 日につき 7 時間 45 分とする。
 - (3) 交通安全対策推進員の正規の勤務時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（次号の休憩時間を含む）とする。
 - (4) 交通安全対策推進員の休憩時間は、12 時から 13 時までとする。
- 2 前項に定めるもののほか、交通安全対策推進員の勤務時間等に関する場合は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則 40 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

（勤務場所）

第 11 条 交通安全対策推進員の勤務場所は、課長が定める。

（休暇等）

第 12 条 交通安全対策推進員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

（職務に専念する義務の免除）

第 13 条 交通安全対策推進員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 17 号）職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号）等の定めるところによる。

（給与及び費用弁償）

第 14 条 交通安全対策推進員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第 21 号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第 39 号）の定めるところによる。

（公務災害補償等）

第 15 条 交通安全対策推進員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによる。

（社会保険等）

第 16 条 交通安全対策推進員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる。

（研修）

第 17 条 交通安全対策推進員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

（健康診断等）

第 18 条 交通安全対策推進員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和 59 年板橋区規則第 10 号）の定めるところによる。

（被服）

第 19 条 交通安全対策推進員に対する被服の貸与は、東京都板橋区被服貸与規程（昭和 35 年板橋区訓令甲第 6 号）の定めるところによる。

（人事評価）

第 20 条 交通安全対策推進員の人事評価については、板橋区人事評価規程（平成 8 年板橋区訓令甲第 20 号）の定めるところによる。

（委任）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に

定める。

付 則
この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱の一部改正は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。